

## 和歌山県監査公表第17号

令和4年2月17日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月2日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 富 安 民 浩  
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

### 1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 鴻田職員住宅昇降機保守点検業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。	注意事項 契約保証金の免除の取扱いについて、改めて関係職員に周知した。今後は、免除に係る契約実績の内容の確認について徹底することにより、適正な事務処理に努める。

### 2 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 早朝出発、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発、夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。 イ 私事旅行の事前承認を受けており、私事旅行を伴う旅行命令とすべきところ、旅費システムへの入力を誤ったため、日当が過支給となっていた。 (3) 備品管理について、不用品処分調書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 前月分の受払状況について確認を行った上で、複数職員によるチェックを行うことにより、再発防止に努めている。 (2) 改めて所属全職員に旅費支給における条件等を周知徹底し、再発防止に努めるとともに、過支給分についてはいずれも既に返還処理を行った。 (3) 不用品処分調書については、速やかに作成した上で総務事務集中課に送付し、あわせて物品管理システムにおいても適正な事務処理を完了した。

### 3 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 車両管理者等が確認後に押印すべきところ、押印が漏れていた。公用車使用後は必ず、自動車等使用台帳にて車両管理者の確認を求めるよう、所属職員に周知徹底した。

### 4 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 小型船舶けい留施設使用料について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に	注意事項 (1) 収入調定を行う職員を対象に和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）のうち、当該業務に

<p>処理されたい。</p> <p>(2) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>係る箇所を周知するとともに、毎月3回（10日、20日、30日）、担当及び副担当職員が財務会計システムの調定一覧により収入状況を確認するよう事務の体制を改め、適正な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の確認をはじめ、正副担当者によるチェックを徹底することとし、事務処理の改善を図った。</p> <p>(3) 事故を起こした職員には、交通センターで実施する安全運転技術向上のための研修を受講させるとともに、安全運転を励行するよう、厳重に注意を行った。</p> <p>また、全職員に対し、毎日の朝礼時における交通安全スローガンの読み上げ、現場等への出発前の声かけによる注意喚起及び職場研修等の継続実施により安全運転の周知徹底を図るとともに車両の適正な管理に努めている。</p>
---	--

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 河川区域内の土地の占用及び工作物設置の許可において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) チェック後の押印漏れであり、今後は、決裁漏れないようチェック体制を改め、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立なぎ看護学校

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 入学考査手数料の収納について、受験者受付簿を作成していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 委託料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 入学考査手数料の収納に係る受験者受付簿を備え付けるとともに、適正な取扱いについて関係職員に周知徹底した</p> <p>(2) 支出負担行為の際の出納機関への合議区分の確認については、和歌山県財務規則を確認の上、適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>現物確認できない備品については経緯等を確認の上、事務処理を令和2年度中に完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県立新宮高等学校1号棟・3号棟雨漏り修繕の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを</p>	<p>注意事項</p> <p>業者が提出した修繕実績の完了日が、過去2か年以内であったため、その契約日が2か年を超えていたにもか</p>

実績としていたので、適正に処理されたい。	かわらず実績として認めてしまったことによるものである。今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則を確認の上、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。
----------------------	---

9 和歌山県立みくまの支援学校

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項            需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項            支出負担行為の際の出納機関への合議については、和歌山県財務規則に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>